上小阿仁村特定環境保全公共下水道事業　経営戦略

団　　体　　名 ： 秋田県上小阿仁村

事　　業　　名 ： 特定環境保全公共下水道事業

策　　定　　日 ： 令和7年2月

計 画 期 間 ： 令和7年度～令和16年度

１．事業概要

(1)　事業の現況

①　施　設

供用開始年月日	平成13年度（22年）	法適（全部適用・一部適用）非適の区分	法適（一部適用）
処理区内人口密度	12.99人/ha	流域下水道等への接続の有無	該当なし
処理区数	１処理区（沖田面処理区）		
処理場数	1箇所（沖田面浄化センター）		
広域化・共同化・最適化実施状況*1	令和3年度に農業集落排水事業五反沢地区を統合し、最適化を図った。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）を指す。

②　使　用　料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	基本料金　1,715円/戸 人数割り 572円/人（水洗便所有り）又は524円/人（水洗便所無し）＋消費税 ※上小阿仁村下水道条例に基づく			
業務用使用料体系の概要・考え方	基本料金　1,715円/戸　　超過料金　143円/㎥ ＋ 消費税 ※上小阿仁村下水道条例に基づく			
その他の使用料体系の概要・考え方	該当無し			
条例上の使用料*2（２０㎥あたり）※過去３年度分を記載	令和3年度	3,774 円	条例上の使用料*3（２０㎥あたり）※過去３年度分を記載	令和3年度　5,032 円
	令和4年度	3,774 円		令和4年度　5,032 円
	令和5年度	3,774 円		令和5年度　5,032 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎥あたりの使用料をいう。
*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎥を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

③ 組　織

職　　員　　数	本村の建設課では、下水道事業（特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、個別排水処理事業）と簡易水道事業を所管しており、担当職員は一般行政職員であり、下水道担当１名、簡易水道担当１名で、それぞれ全般にわたり業務を実施している。
事 業 運 営 組 織	＜組織体制＞　（令和6年度） 建設課 ― 簡易水道担当　1名 建設課 ― 下水道担当　1名

(2)　民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 （包括的民間委託を含む）	沖田面浄化センターの維持管理業務及びマンホールポンプの維持管理業務、沖田面浄化センターの汚泥脱水乾燥作業、浄化槽保守点検作業を委託している。
	イ 指定管理者制度	該当無し
	ウ PPP・PFI	該当無し
資産活用の状況	ア エネルギー利用 （下水熱・下水汚泥・発電等)*4	沖田面浄化センターから発生した下水汚泥は、脱水乾燥を経て、肥料として出荷されている。
	イ 土地・施設等利用 （未利用地・施設の活用等）*5	該当無し

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥･下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地･施設等利用」とは、土地･建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3)　経営比較分析表等を活用した現状分析

(3)-1.経営比較分析表の現状分析 令和4年度決算の「経営比較分析表」を次頁に添付する。

経営比較分析表（令和4年度決算）

秋田県　上小阿仁村

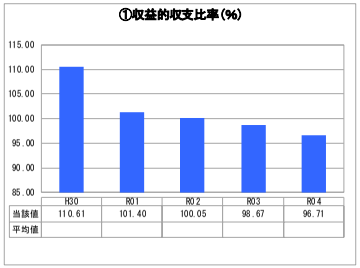
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	非設置
資金不足比率(%)	**自己資本構成比率(%)**	**普及率(%)**	**有収率(%)**	**1か月20m³当たり家庭料金(円)**
-	該当数値なし	50.00	90.00	3,774

人口（人）	面積(km²)	人口密度(人/km²)
2,029	256.72	7.90
処理区域内人口(人)	**処理区域面積(km²)**	**処理区域内人口密度(人/km²)**
998	0.74	1,348.65

グラフ凡例
- ■　当該団体値（当該値）
- ー　類似団体平均値（平均値）
- 【】　令和4年度全国平均

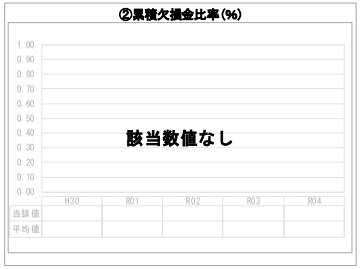
1. 経営の健全性・効率性

①収益的収支比率(%)



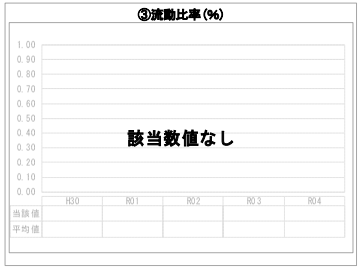
	H30	R01	R02	R03	R04
当該値	110.61	101.40	100.05	98.67	96.71
平均値					

②累積欠損金比率(%)



	H30	R01	R02	R03	R04
当該値					
平均値					

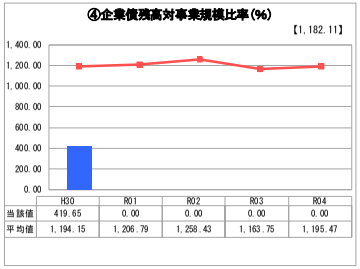
③流動比率(%)



	H30	R01	R02	R03	R04
当該値					
平均値					

④企業債残高対事業規模比率(%)

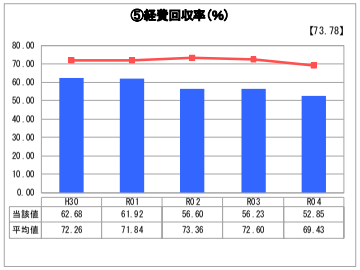
【1,182.11】



	H30	R01	R02	R03	R04
当該値	419.65	0.00	0.00	0.00	0.00
平均値	1,194.15	1,206.79	1,258.43	1,163.75	1,195.47

⑤経費回収率(%)

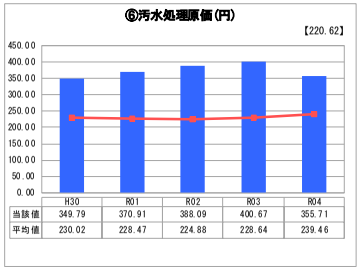
【73.78】



	H30	R01	R02	R03	R04
当該値	62.68	61.92	56.60	56.23	52.85
平均値	72.26	71.84	73.36	72.60	69.43

⑥汚水処理原価(円)

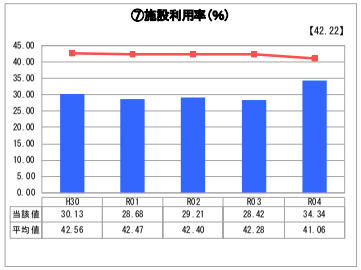
【220.62】



	H30	R01	R02	R03	R04
当該値	349.79	370.91	388.09	400.67	355.71
平均値	230.02	228.47	224.88	228.64	239.46

⑦施設利用率(%)

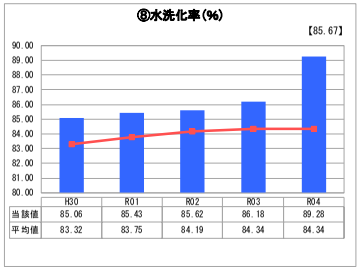
【42.22】



	H30	R01	R02	R03	R04
当該値	30.13	28.68	29.21	28.42	34.34
平均値	42.56	42.47	42.40	42.28	41.06

⑧水洗化率(%)

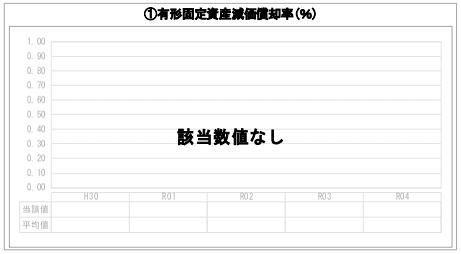
【85.67】



	H30	R01	R02	R03	R04
当該値	85.06	85.43	85.62	86.18	89.28
平均値	83.32	83.75	84.19	84.34	84.34

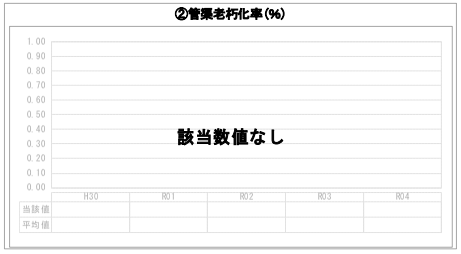
2. 老朽化の状況

①有形固定資産減価償却率(%)



	H30	R01	R02	R03	R04
当該値					
平均値					

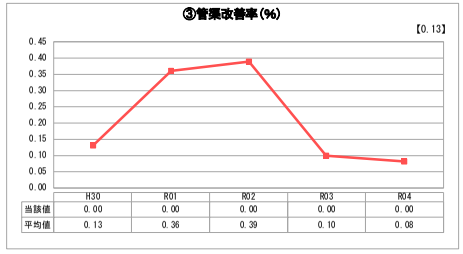
②管渠老朽化率(%)



	H30	R01	R02	R03	R04
当該値					
平均値					

③管渠改善率(%)

【0.13】



	H30	R01	R02	R03	R04
当該値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平均値	0.13	0.36	0.39	0.10	0.08

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

財源構成は、下水道接続工事事業が終了し、新たに大きい事業が無かったため、歳出総額が昨年の約４３％と半分以下となった。下水道接続工事事業により処理区内人口が増加したため、使用料収入は前年度から約５％増加し、歳出総額のうち使用料収入が占める割合は約３４％と昨年度から約２０％増加した。また、約６１％を一般会計繰入金で賄われ、主に償還金及び人件費に充てられている。残り約５％は基金繰入金や前年度事業費の消費税還付金等となっており、主に修繕工事費に充てられている。

総収益、総費用共に大幅に減少した影響から、収益的支出比率は前年度から約２．０％減少した。また、使用料収入は増加したものの、光熱水費や修繕工事費の増加により汚水処理費が嵩み、経費回収率は約３．４％減少し、昨年度に引き続き全国及び類似団体平均値を大きく下回った。

下水道接続工事事業により処理区域面積が拡大し、それに伴い処理区域内人口が増加したため、普及率は前年度より約９．８％増加した。そうした影響から、前年度より水洗化率は約３．１％増、施設利用率は約５．９％増、汚水処理原価は前年度より約４５円減となり、それぞれ改善している。

平成２５年度の料金改定や消費税増税により使用料単価は３，７７４円／２０㎥となり県内の他自治体と比べて高い設定となっているものの、施設稼働率が低いため汚水処理原価が高く、汚水処理費が嵩んでいる。

2. 老朽化の状況について

平成１３年度の供用開始から２０年以上経過しているが、管路は耐用年数からみても当面更新する予定はない。

施設関係については、ストックマネジメント計画に沿った設備更新を進めていく。令和5年度からストックマネジメント計画の整備事業を開始しており、令和6年度には策定が完了する予定である。

全体総括

隣接する農集施設との統合工事を行ったため普及率、水洗化率、使用料収入、施設利用率、汚水処理原価等の多くの項目で改善が見られた。しかし、経費回収率、汚水処理原価、施設利用率は全国及び類似団体平均値と比較すると依然として低水準となっており改善が必要である。

一般会計からの繰入金に依存する体制は変わっておらず、人口減少による使用料の減少のため今後も厳しい運営状況となる見通しである。

令和５年度以降は法適用企業会計となるため、各項目について改めて注視し、今後の使用料改定についての協議を含め、健全な下水道事業の運営を目指していく。

また、施設や機器の更新についてはストックマネジメント計画を整備し、施設管理の最適化を図り、集中的な財政負担を避けて計画的な更新を進める。

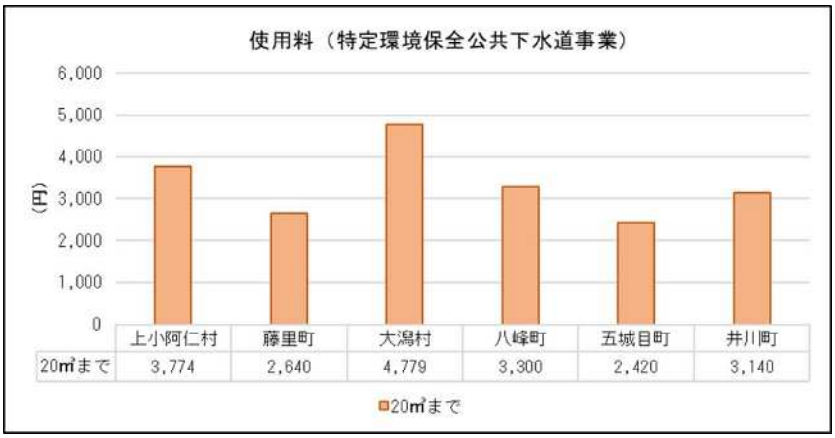
(3)-2.秋田県内の類似団体との比較分析

秋田県内における特定環境保全公共下水道事業を経営している類似団体について、比較分析を行った。

①使用料

※ 20㎥まで

下水道使用料20㎥までの料金について比較を行った結果、本村は第 2 位の料金設定になっている。



②使用料単価、汚水処理原価

※ 1㎥あたり使用料単価、汚水処理原価（維持管理費、資本費）

汚水処理原価に対して、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、料金水準等を評価することが可能である。

本村は、資本費分と維持管理費分に対して使用料で賄えていると言える。

※グラフ中の資本費と維持管理費は、汚水処理原価を表記している。

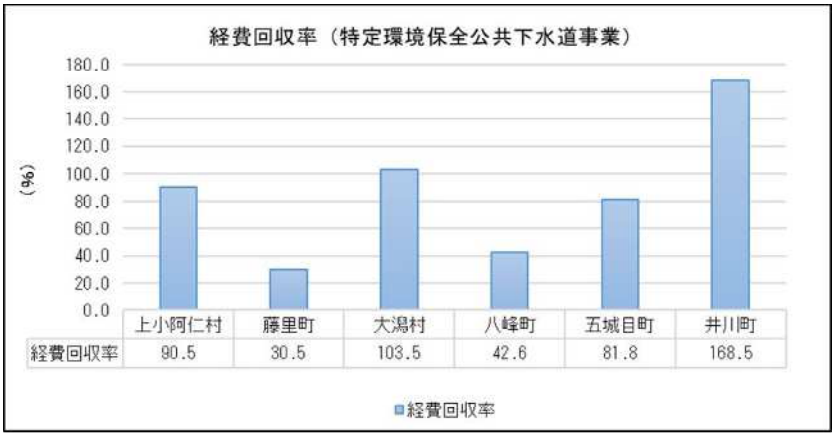


③経費回収率

※ 使用料単価／汚水処理原価（公費負担分を除く）×100

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能である。

本村は、資本費分と維持管理費分に対して使用料で賄えていると言える。



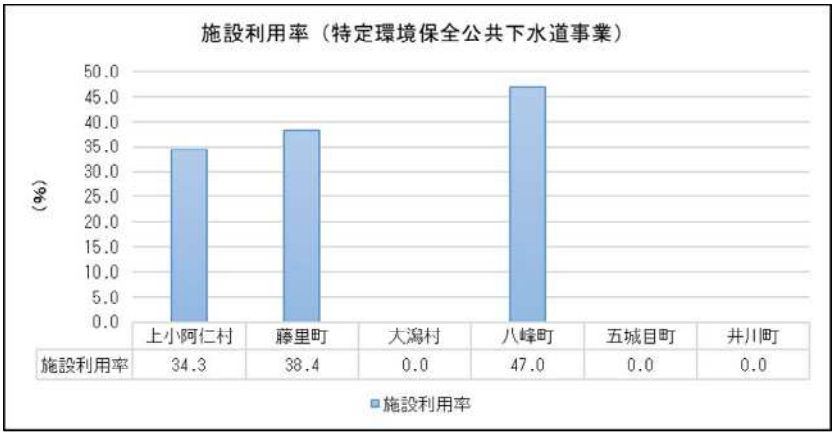
④施設利用率

※ 施設利用率＝晴天時一日平均処理水量／晴天時現在処理能力×100

一日処理能力に対する一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標である。

類似 3団体中 2位ではあるが、34%台のため有効活用が図られているは言えない状況にある。

この状況から農業集落排水事業との統合を進め、施設の有効利用を図る必要がある。



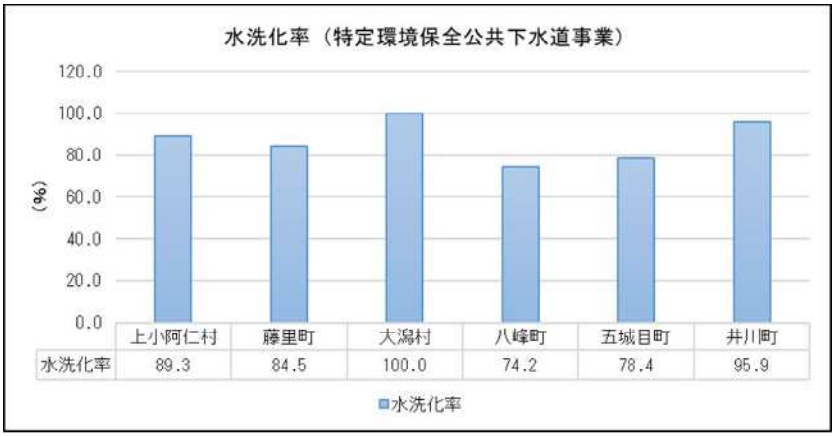
※大潟村、五城目町、井川町は流域関連事業であり、個別の処理場を有しないため、施設利用率は表示されない。

⑤水洗化率

※ 水洗化率＝現在水洗便所設置済人口／現在処理区域内人口×100

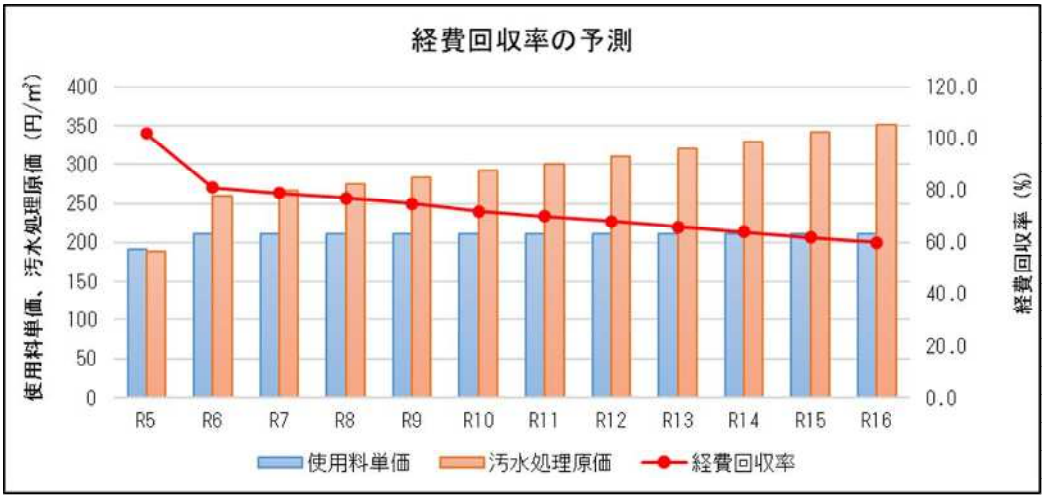
現在処理区域内人口のうち実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標である。

類似 7 団体中 3位であり、約90%の水洗化率である。



(3)-3.経費回収率の予測

汚水処理原価の増加に伴い経費回収率は減少傾向となる予測である。



なお、使用料単価は年間の使用料収入／年間有収水量であるが、令和5年度は実績の数値で、令和6年度以降は過去5年の平均で設定した単価となっているため差額が発生している。

2．将来の事業環境

(1)　処理区域内人口の予測

【行政区域内人口】

国立社会保障・人口問題研究所が公表している、令和2年の国勢調査を基に将来人口を推計した「令和5年推計」を採用し、その値を年度末人口に補正している。

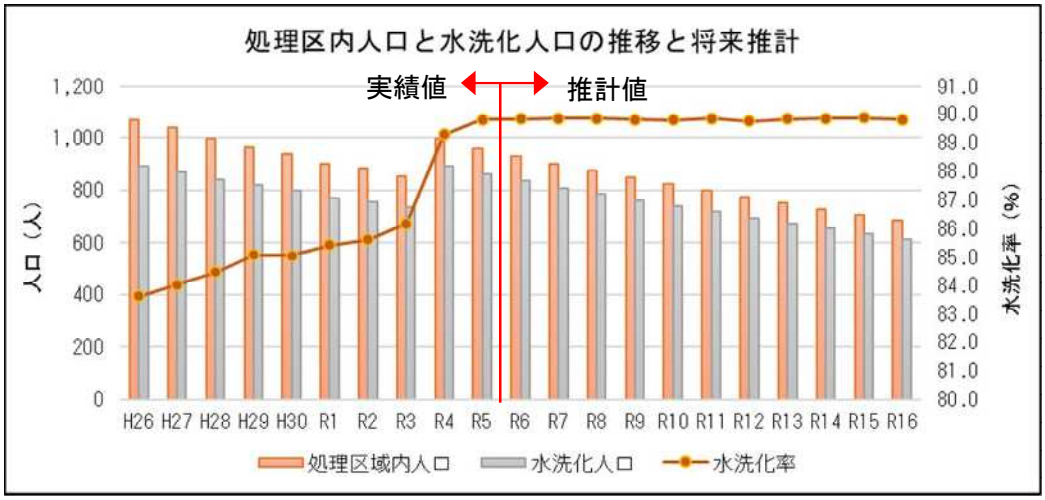
推計の結果、現状（令和5年度）の1,933人から、10年後（令和16年度）には1,378人まで減少すると予想される。

【処理区域内人口】

令和5年度現在、処理区域内人口は961人で、10年後（令和16年度）には685人まで減少すると予想される。

【水洗化人口】

水洗化人口は、現状（令和5年度）の863人から、10年後（令和16年度）には615人まで減少すると予想される。また、水洗化率は、令和5年度で89.8%まで達しているが、今後も水洗化率向上に向けた取り組みが必要とされる。



※令和3年度に農業集落排水事業の五反沢地区の接続を行ったため、令和4年度から人口が増加している。

(2)　有収水量の予測

【有収水量】

計算式：有収水量推計値＝処理区域内人口×有収水量原単位（直近5年の実績平均値）

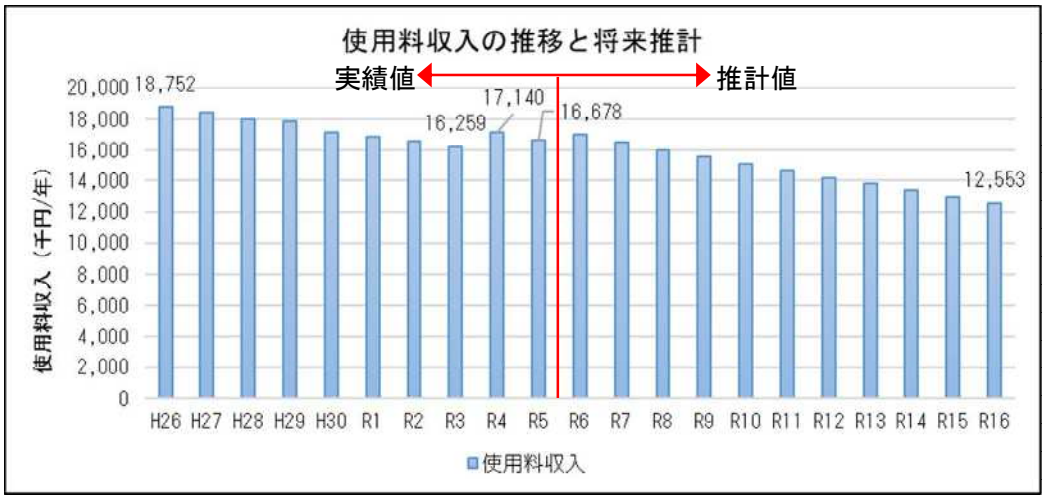


※令和3年度に農業集落排水事業の五反沢地区の接続を行ったため、令和4年度から有収水量が増加している。

(3)　使用料収入の見通し

【使用料収入】

計算式：使用料収入推計値＝有収水量×使用料単価（直近5年間の実績平均値）



※令和3年度に農業集落排水事業の五反沢地区の接続を行ったため、令和4年度から料金収入が増加している。

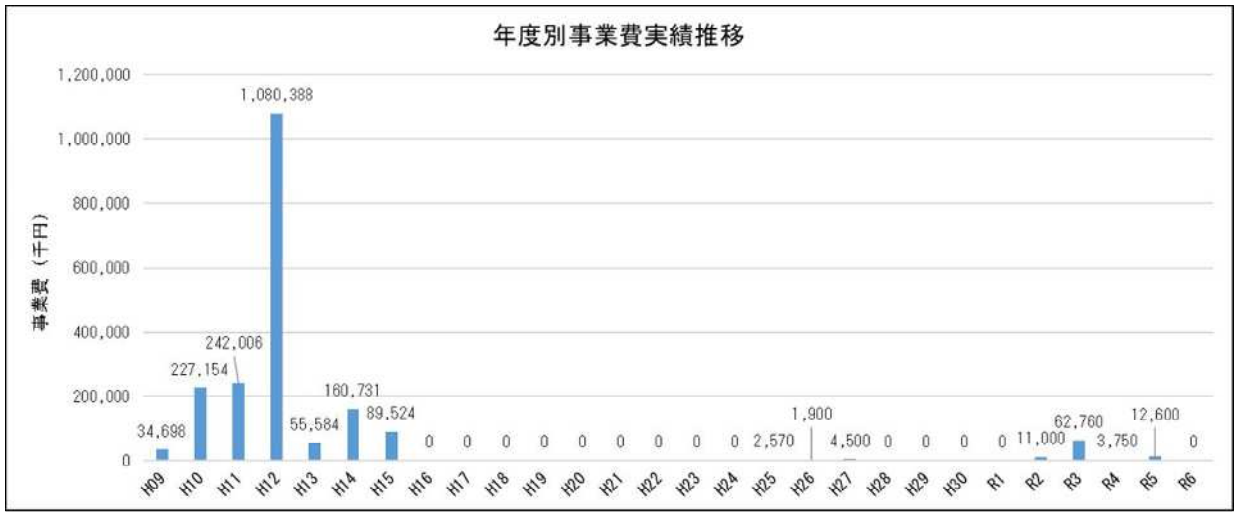
(4)　施設の見通し

本村では、平成13年度に下水道施設の供用を開始しており、管渠及び処理場については平成10年度より工事を開始し、管渠については現在約13㎞の累計整備延長となっている。

管渠施設の耐用年数である50年を考慮すると、比較的新しい管渠となっているが、将来の更新費用に備え資金を確保していく必要がある。

また、処理場やマンホールポンプについては耐用年数が10年から20年などの比較的短い設備が多く、突発的な故障や事故などのないように定期的な調査や計画的な更新が必要である。そのため、令和 7年度にストックマネジメント計画の策定を行い、今後はその計画に基づき施設の調査や更新を行っていく予定である。

下のグラフは、これまでの投資した事業費の推移を表したものである。



(5) 組織の見通し

全庁的に人員が削減されている中で、2名以上の人員確保は困難である。

ただし、下水道事業を運営するにあたっては、幅広く、かつ、専門的な知識及び技術を要するため、その人材育成を進める。

本村職員数の減少に伴い下水道に係る職員が実質１名となっており、業務のノウハウや技術の継承が課題となっているため、人員確保ならびに研修等への参加を促進し、職員の技術力（能力）の向上を図る。

３．経営の基本方針

本村の下水道事業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、様々な分野において経営の再構築が求められている。

平成13年の供用開始より15年以上が経過している現在においては、老朽化による処理施設及び機器更新時期が迫ってきていることから多額の費用負担が懸念され、今後、大変厳しい財政運営を強いられることが予想される。

村全体としての経営の効率化を図り、経営コストの削減に努めていく必要があることから、生活排水処理構想により、農業集落排水事業との効率的な処理場の統廃合を進める。

また、ストックマネジメント計画を令和７年度に策定する予定であることから、処理機器の更新費用の削減・平準化や維持管理の効率化、維持管理費用の抑制を進めるため、ストックマネジメント計画に基づき、毎年の予算計画を実行する。

下水道使用料については、人口減少等により料金収入は減少傾向が続いており、料金改定を平成25年度に実施したところであるが、今後も経営に必要な料金収入の確保が厳しくなっていくことが予想される。現下の経済状況から村民生活への影響を最大限考慮しつつも、現行料金での経営状況を鑑み、料金改定の必要性については継続して検証していく必要がある。

また、料金の未納については、利用者負担の公平性を欠くことから、電話や戸別訪問による納入依頼を実施し、収納率の向上に努める。

これらをふまえ、独立採算性を基本原則とし、効率的かつ計画的な施設運営により経費削減を進めながら健全経営を続け、住民の快適で衛生的な生活の確保と豊かな自然の保全に努める。

４．投資・財政計画（収支計画）

(1)　投資・財政計画（収支計画）：　別　紙　の　と　お　り

(2)　投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

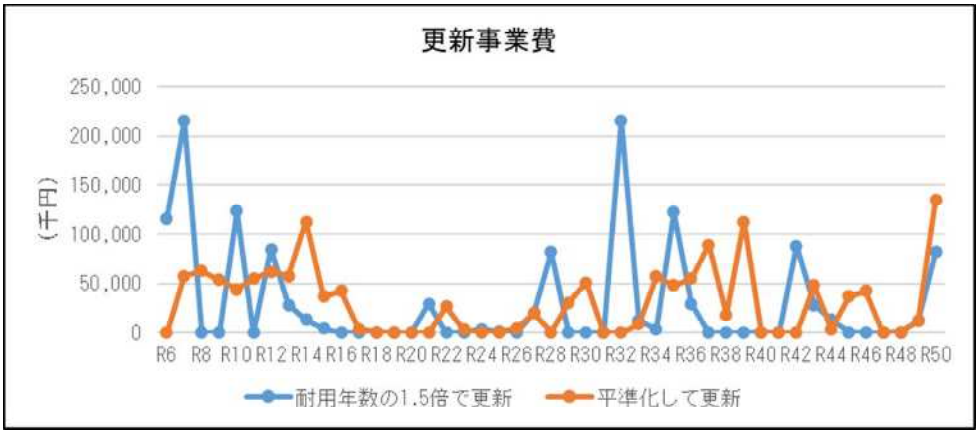
①　収支計画のうち投資についての説明

目　　標	既に法定耐用年数を経過した施設・設備について、平準化して計画的に更新を行っていく。

【老朽化施設更新事業費】

令和5年度の法適用に伴い下水道施設の固定資産台帳の整備を行った。この固定資産台帳に基づき、個々の施設の残耐用年数を検証したところ、既に法定耐用年数を経過した資産が多くあることが判明した。

この施設を単年度で更新を行った場合には、2年目に2.15億円で0円の年度もありバラつきが発生することから、重要度を明確にして計画的に今後10年間で平準化し更新を行っていく方針で推計する。



②　収支計画のうち財源についての説明

目　　標	【収益的収支】 人口減少による料金収入の減少と更新した資産の減価償却費の増加により、令和11年以降は純利益がマイナス（赤字）となる見込みである。 本計画では、キャッシュ・フローの資金確保を重視し、繰入金を最小限に適正化しつつ、毎年の決算の状況を分析するとともに料金の見直しについても検討していく。 【資本的収支】 基本的に、建設改良費の財源については国庫補助金及び企業債の借入で対応を検討している。

【使用料収入】

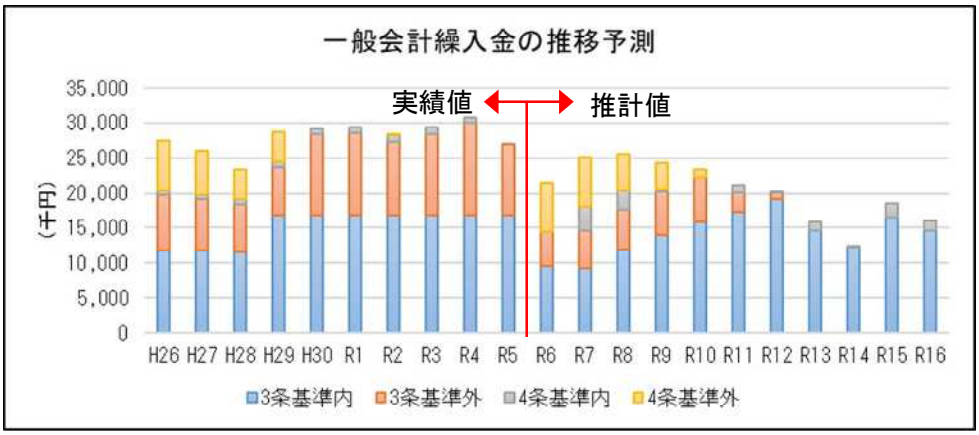
国立社会保障・人口問題研究所予測（令和 5 年推計）に基づき処理区内人口を予測し、水洗化率×一人あたり有収水量×年間日数×使用料単価により予測している。

秋田県内の同事業、類似団体の20㎥当り使用料単価の比較では、6団体中で第2位の金額であった。

また、繰出基準に基づく高資本費対策経費の交付税措置に対する要件である「使用料単価150円/㎥（月 3,000円/20㎥）以上」を満たしていることから、使用料値上げの緊急性はないと考えている。

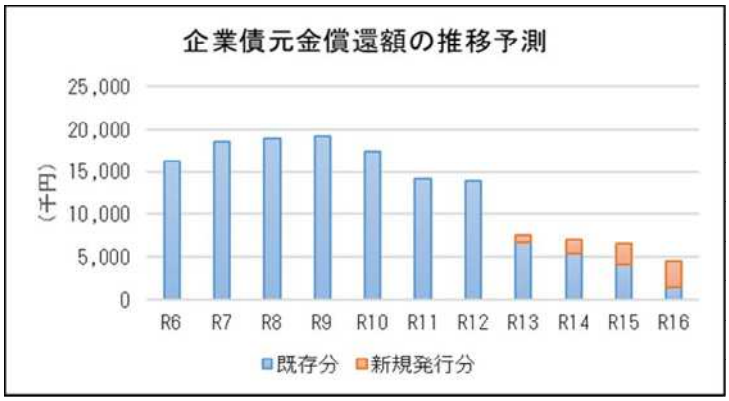
【一般会計】

総務省「繰出基準」に基づき、基準内繰入金を算出し、必要に応じて基準外を計上している。



【企業債】

既存の企業債について償還を進めるとともに、施設の更新事業に充当する財源として、新規借入を予定している。

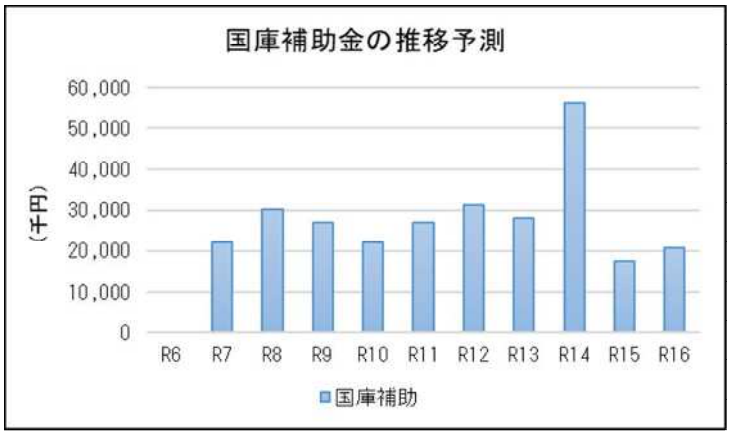






【国庫補助金】

施設の更新事業に充当する財源として、補助対象事業に国庫補助金を事業費の1/2を計上している。



③　収支計画のうち投資以外についての説明

【職員給与費】

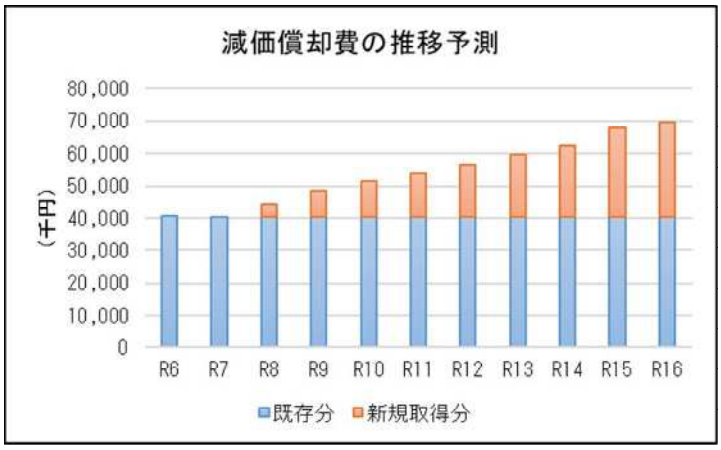
職員人件費等は下水道事業全体で、農業集落排水事業に一括して計上しているため、本事業では計上していない。

【維持管理費】

委託料、修繕費、動力費等の維持管理経費は、直近年（令和6年度の予算値）と同額に設定している。

【減価償却費】

既存の固定資産に関わる減価償却費に、更新した資産の減価償却費を加算して計上している。



【長期前受金戻入】

既存の固定資産に関わる長期前受金戻入に、更新した資産の長期前受金戻入を加算して計上している。



(3)　投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

①　今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	最適化については、農業集落排水事業の五反沢地区を令和 3年度に、特定環境保全公共下水道に接続を行い、現在に至っている。 今後も、その他の農業集落排水施設の更新費用について、費用対効果を比較しながら順次、公共下水道への接続や地区ごとの統合に向けた検討を行っていく。
投資の平準化に関する事項	処理場設備については、現在策定中のストックマネジメント計画に基づき、緊急度や重要度に応じて計画的に設備の更新を行っていく。
民間活力の活用に関する事項（PPP/PFIなど）	該当無し
その他の取組	該当無し

②　今後の財源についての考え方・検討状況

使用料見直しに関する事項	料金については、1.(3)-2で述べたとおり、秋田県内の類似団体の中でも高い設定になっていることから、近々の値上げ等は考えていないが、今後の人口減少や老朽化施設の更新費等の上昇を見据え適正な料金を検討していく。
資産活用による収入増加の取組について	該当無し
その他の取組	繰出基準に基づく一般会計からの繰入を基本とするが、料金で賄えない部分については、基準外として繰入する。基準外の繰入については、可能な限り減少させる方針で検討する。

③　投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP／PFIなど）	現在、当村が置かれている地理的状況や下水道事業規模では、民間活力の活用に関して検討することは難しい状況であると考える。今後は様々な環境下において、検討の必要性は認識しつつ状況を見て判断していきたい。
職員給与費に関する事項	全庁的に人員が厳しい状況にあるため、当分は現状のままの体制で考えている。現在の体制では、業務量も多く負荷が大きいため、可能なものについては、外部委託等も適時活用していく。
動力費に関する事項	省エネを意識した適切な運転管理を行うとともに、設備の更新の際には、より効率的に動作する機種選定等を行い動力費のコスト削減に努める。
薬品費に関する事項	薬品については、保守管理委託に含めて委託しているため、予算上は計上していない。
修繕費に関する事項	下水道管渠を除く下水道関連施設については、ストックマネジメント計画に基づき改築更新を進めていくが、費用を抑えるためにも定期的に点検するほか、オーバーホールや部品交換で対応可能なものについては、保守管理業者と連携を図りながら、修繕費を計上する。
委託費に関する事項	下水道担当職員の負担軽減を図るとともに、現在委託している業務については、今後も民間委託で行う予定である。
その他の取組	該当無し

5．経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	本経営戦略で掲げた計画を着実に進めるために、毎年度の決算状況を反映しPDCAサイクルにより進捗状況を検証する。 その中で、経営、財政の状況が大幅に変更となった場合は見直しを行う。 また、次期改定は令和11年度までに実施する。

様式第2号（法適用企業・収益的収支）

投資・財政計画
（収支計画）

（単位：千円，％）

区分	年度	令和5年度（決算）	令和6年度（決算見込）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
収益的収支	収益的収入						
	1．営業収益 (A)	16,678	17,020	16,481	16,019	15,600	15,095
	(1) 料金収入	16,678	17,020	16,481	16,019	15,600	15,095
	(2) 受託工事収益 (B)						
	(3) その他						
	2．営業外収益	45,828	46,343	46,170	51,026	55,788	59,200
	(1) 補助金	27,065	14,372	14,545	17,652	20,247	22,241
	他会計補助金	27,065	14,372	14,545	17,652	20,247	22,241
	その他補助金						
	(2) 長期前受金戻入	18,762	31,970	31,624	33,373	35,540	36,958
	(3) その他	1	1	1	1	1	1
	収入計 (C)	62,506	63,363	62,651	67,045	71,388	74,295
	収益的支出						
	1．営業費用	48,554	61,647	61,193	65,385	69,516	72,338
	(1) 職員給与費						
	基本給						
	退職給付費						
	その他						
	(2) 経費	14,526	20,885	20,885	20,885	20,885	20,885
	動力費	5,857	7,122	7,122	7,122	7,122	7,122
	修繕費	2,210	830	830	830	830	830
	材料費						
	その他	6,459	12,933	12,933	12,933	12,933	12,933
	(3) 減価償却費	34,028	40,762	40,308	44,500	48,631	51,453
	2．営業外費用	1,978	1,720	1,455	1,664	1,830	1,954
	(1) 支払利息	1,978	1,720	1,455	1,664	1,830	1,954
	(2) その他						
	支出計 (D)	50,532	63,367	62,648	67,049	71,346	74,292
	経常損益 (C)−(D) (E)	11,974	△ 4	3	△ 4	42	3
特別利益 (F)							
特別損失 (G)		1,422					
特別損益 (F)−(G) (H)		△ 1,422					
当年度純利益（又は純損失） (E)+(H)		10,552	△ 4	3	△ 4	42	3
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)		10,552	10,548	10,551	10,547	10,589	10,592
流動資産 (J)		14,632	4,231	4,230	4,231	4,272	4,269
	うち未収金	10,407	1,702	1,648	1,602	1,560	1,510
流動負債 (K)		18,620	19,040	21,301	21,674	21,992	20,205
	うち建設改良費分	15,815	16,325	18,586	18,959	19,277	17,490
	うち一時借入金						
	うち未払金	2,805	2,715	2,715	2,715	2,715	2,715
累積欠損金比率（$\frac{(I)}{(A)-(B)}$ ×100）		63%	62%	64%	66%	68%	70%
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)							
営業収益－受託工事収益 (A)−(B) (M)		16,678	17,020	16,481	16,019	15,600	15,095
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M)×100)							
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)							
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)							
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)							
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)							

様式第2号（法適用企業・収益的収支）

投資・財政計画
（収支計画）

（単位：千円，％）

区分	年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収益的収支	収益的収入 1．営業収益 (A)	14,633	14,171	13,823	13,401	12,939	12,553
	(1) 料金収入	14,633	14,171	13,823	13,401	12,939	12,553
	(2) 受託工事収益 (B)						
	(3) その他						
	2．営業外収益	58,205	59,593	55,736	54,854	61,689	60,650
	(1) 補助金	20,086	20,016	14,527	12,306	16,427	14,626
	他会計補助金	20,086	20,016	14,527	12,306	16,427	14,626
	その他補助金						
	(2) 長期前受金戻入	38,118	39,576	41,208	42,547	45,261	46,023
	(3) その他	1	1	1	1	1	1
	収入計 (C)	72,838	73,764	69,559	68,255	74,628	73,203
	収益的支出 1．営業費用	74,651	77,508	80,764	83,444	88,909	90,372
	(1) 職員給与費						
	基本給						
	退職給付費						
	その他						
	(2) 経費	20,885	20,885	20,885	20,885	20,885	20,885
	動力費	7,122	7,122	7,122	7,122	7,122	7,122
	修繕費	830	830	830	830	830	830
	材料費						
	その他	12,933	12,933	12,933	12,933	12,933	12,933
	(3) 減価償却費	53,766	56,623	59,879	62,559	68,024	69,487
	2．営業外費用	2,035	2,218	2,486	2,794	3,524	3,662
	(1) 支払利息	2,035	2,218	2,486	2,794	3,524	3,662
	(2) その他						
	支出計 (D)	76,686	79,726	83,250	86,238	92,433	94,034
	経常損益 (C)−(D) (E)	△ 3,848	△ 5,962	△ 13,691	△ 17,983	△ 17,805	△ 20,831
特別利益 (F)							
特別損失 (G)							
特別損益 (F)−(G) (H)							
当年度純利益（又は純損失） (E)+(H)		△ 3,848	△ 5,962	△ 13,691	△ 17,983	△ 17,805	△ 20,831
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)		6,744	782	△ 12,909	△ 30,892	△ 48,697	△ 69,528
流動資産 (J)		4,271	4,266	4,305	4,308	4,304	4,305
うち未収金		1,463	1,417	1,382	1,340	1,294	1,255
流動負債 (K)		16,950	16,633	10,265	9,850	9,277	7,220
うち建設改良費分		14,235	13,918	7,550	7,135	6,562	4,505
うち一時借入金							
うち未払金		2,715	2,715	2,715	2,715	2,715	2,715
累積欠損金比率 $\left(\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100\right)$		46%	6%	−93%	−231%	−376%	−554%
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)							
営業収益－受託工事収益 (A)−(B) (M)		14,633	14,171	13,823	13,401	12,939	12,553
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M)×100)							
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)							
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)							
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)							
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)							

様式第2号（法適用企業・資本的収支）

投資・財政計画
（収支計画）

区分		年度	令和5年度（決算）	令和6年度（決算見込）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
資本的収支	資本的収入	1．企業債	6,900	5,700	32,100	30,100	26,900	22,100
		うち資本費平準化債						
		2．他会計出資金		7,080	6,980	5,100	3,740	980
		3．他会計補助金			3,525	2,760	264	107
		4．他会計負担金						
		5．他会計借入金						
		6．国（都道府県）補助金	6,930	5,700	22,100	30,100	26,900	22,100
		7．固定資産売却代金						
		8．工事負担金						
		9．その他	2,026					
		計 (A)	15,856	18,480	64,705	68,060	57,804	45,287
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
		純計 (A)-(B) (C)	15,856	18,480	64,705	68,060	57,804	45,287
	資本的支出	1．建設改良費	13,860	11,462	57,725	62,960	54,064	44,307
		うち職員給与費						
		2．企業債償還金	15,815	16,325	18,586	18,959	19,277	17,490
		3．他会計長期借入返還金						
		4．他会計への支出金						
		5．その他						
		計 (D)	29,675	27,787	76,311	81,919	73,341	61,797
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			13,819	9,307	11,606	13,859	15,537	16,510
補填財源		1．損益勘定留保資金	13,819	9,307	9,616	11,127	13,091	14,495
		2．利益剰余金処分額						
		3．繰越工事資金						
		4．その他			1,990	2,732	2,446	2,015
		計 (F)	13,819	9,307	11,606	13,859	15,537	16,510
補填財源不足額 (E)-(F)								
他会計借入金残高 (G)								
企業債残高 (H)			146,167	129,843	123,211	115,927	107,463	98,835

○他会計繰入金

区分	年度	令和5年度（決算）	令和6年度（決算見込）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
収益的収支分		27,065	14,372	14,545	17,652	20,247	22,241
	うち基準内繰入金	16,847	9,632	9,245	11,882	13,997	15,811
	うち基準外繰入金	10,218	4,740	5,300	5,770	6,250	6,430
資本的収支分			7,080	10,505	7,860	4,004	1,087
	うち基準内繰入金			3,525	2,760	264	107
	うち基準外繰入金		7,080	6,980	5,100	3,740	980
合計		27,065	21,452	25,050	25,512	24,251	23,328

様式第2号（法適用企業・資本的収支）

投資・財政計画
（収支計画）

（単位：千円）

区分 ＼ 年度			令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
資本的収支	資本的収入	1．企業債	26,800	31,100	28,700	56,200	17,600	20,600
		うち資本費平準化債						
		2．他会計出資金						
		3．他会計補助金	1,143	170	1,288	99	2,046	1,432
		4．他会計負担金						
		5．他会計借入金						
		6．国（都道府県）補助金	26,800	31,100	27,900	56,200	17,600	20,600
		7．固定資産売却代金						
		8．工事負担金						
		9．その他						
		計 (A)	54,743	62,370	57,888	112,499	37,246	42,632
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
		純計 (A)-(B) (C)	54,743	62,370	57,888	112,499	37,246	42,632
	資本的支出	1．建設改良費	54,743	62,370	57,888	112,499	37,246	42,632
		うち職員給与費						
		2．企業債償還金	14,235	13,918	7,550	7,135	6,562	4,505
		3．他会計長期借入返還金						
		4．他会計への支出金						
		5．その他						
		計 (D)	68,978	76,288	65,438	119,634	43,808	47,137
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			14,235	13,918	7,550	7,135	6,562	4,505
補填財源		1．損益勘定留保資金	14,235	13,918	7,550	7,135	6,562	4,505
		2．利益剰余金処分額						
		3．繰越工事資金						
		4．その他						
		計 (F)	14,235	13,918	7,550	7,135	6,562	4,505
補填財源不足額 (E)-(F)								
他会計借入金残高 (G)								
企業債残高 (H)			95,548	94,103	98,726	116,576	120,397	128,979

○他会計繰入金

（単位：千円）

区分 ＼ 年度		令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収益的収支分		20,086	20,016	14,527	12,306	16,427	14,626
	うち基準内繰入金	17,326	19,116	14,527	12,306	16,427	14,626
	うち基準外繰入金	2,760	900				
資本的収支分		1,143	170	1,288	99	2,046	1,432
	うち基準内繰入金	1,143	170	1,288	99	2,046	1,432
	うち基準外繰入金						
合計		21,229	20,186	15,815	12,405	18,473	16,058